

令和8年第4回鹿角市教育委員会

会 議 録

令和8年3月23日

鹿角市教育委員会

令和 8 年第 4 回 鹿角市教育委員会会議録

令和 8 年第 4 回鹿角市教育委員会会議を令和 8 年 3 月 23 日午前 9 時鹿角市役所第 1・2 会議室に招集した。

1 出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育長	阿	部	義	弘
教育委員	田	中	喜	昭
教育委員	和	田		学
教育委員	吉	田	孝	子

2 欠席した者の氏名は、次のとおりである。

教育委員	安	倍	良	行
------	---	---	---	---

3 事務局職員として会議に出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育部長	黒	澤	香	澄
大湯ストーンサークル館長	花	海	義	人
総務学事課長	似	鳥		映
総務学事課学事指導管理監	駒	ヶ	嶺	充
生涯学習課長	黒	澤	香	澄
スポーツ振興課長	古	田		渡
スポーツ振興課政策監	田	原	智	明
総務学事課主幹兼学事指導班長	田	村	めぐみ	
総務学事課学事指導班指導主事	米	田	樹	史
生涯学習課主幹兼社会教育班長	村	木		芳
生涯学習課文化の杜交流館長	成	田	小百合	
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴	木	和	明
総務学事課主幹兼総務班長	大	森	美佳子	

4 付議した議題は、次のとおりである。

(1) 議 案

議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度一般会計補正予算第 12 号(教育費)について)
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 8 年度一般会計補正予算第 1 号(教育費)について)
議案第 12 号	鹿角市先人顕彰館管理規則の一部改正について
議案第 13 号	鹿角市立小中学校管理規則の一部改正について
議案第 14 号	鹿角市学校運営協議会設置規則の一部改正について
議案第 15 号	アナログ規制の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する 規則の制定について
議案第 16 号	鹿角市立小中学校管理規則事務規程の一部改正について
議案第 17 号	鹿角市立中学校部活動指導員任用管理規程の一部改正について
議案第 18 号	鹿角市部活動地域展開コーディネーター任用管理規程の一部改正 について
議案第 19 号	鹿角市立小中学校私費会計事務規程の制定について
議案第 20 号	第 2 次鹿角市学校教育振興基本計画について
議案第 21 号	第 9 次鹿角市社会教育行政中期計画について

- 議案第 22 号 第 4 次鹿角市スポーツ推進計画について
議案第 23 号 第 3 次鹿角市子ども読書活動推進計画について
議案第 24 号 特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画について
議案第 25 号 第 3 次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画について
議案第 26 号 第 3 次鹿角市教育情報化推進計画について

5 議事の概要は、次のとおりである。

教育長 ただいまから、令和 8 年第 4 回鹿角市教育委員会会議を開催いたします。本日の会議は、はじめに事務局より報告を受け、その後に、議案 17 件についてお諮りいたします。それでは、事務局からの報告を受けます。事務局、お願いいたします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは生涯学習課より報告いたします。1. 令和 8 年度声かけ運動の実施についてですが、来年度も毎月 5 日を基本に、5 日が土日祝日と重なった場合は直後の月曜に実施予定です。新年度の始まりの 4 月、夏休み明けの 9 月は一斉キャンペーンとしております。来年度の一斉キャンペーンは、4 月 10 日と 9 月 7 日に実施します。委員の皆様からも、通学路等での声かけをよろしくお願いいたします。実施日の前日にメール配信でお知らせいたしますが、学校行事等により、変更となる場合がありますので、ご確認をお願いします。

2. デジタルアーカイブの公開についてですが、今年度整備を進めてきた鹿角市史全巻及び鹿角市史資料編 34 集について、4 月 1 日より公開します。検索機能を充実しましたので、ワード検索や年表及び写真からの検索も可能となります。ほか、史跡尾去沢鉱山の坑道内を説明入りで観覧いただけるほか、大湯環状列石や市内 3 地区上空からのパノラマ映像により、主要施設や文化財を探すことなども可能です。鹿角市ホームページもしくは、鹿角市デジタルアーカイブで検索いただき、ご覧いただきたいと思います。報告は以上となります。

教育長 報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではないようですので報告を終わり案件に入ります。初めに、議案第 10 号及び議案第 11 号について、関連がありますので一括して議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。議案資料の 1 ページをお願いします。議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 8 年 3 月 23 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度一般会計補正予算第 12 号（教育費）について、別紙のとおり専決処分する。令和 8 年 3 月 18 日。鹿角市教育委員会 教育長。次の 3 ページからが令和 7 年度一般会計補正予算第 12 号です。補正予算の内容については、6 ページの主要事業・事務の概要で説明します。今回専決処分した令和 7 年度補正予算では、令和 8 年度一般会計当初予算に計上した小中学校の学校施設管理費の照明 LED 化とトイレ洋式化の改修工事費に関して、財源である国の交付金について、国の令和 7 年度補正予算に計上された交付金での内示を 2 月末に受けましたので、市の予算についても、令和 7 年度予算に計上替えして、繰越明許費により、令和 8 年度に実施いたします。これに伴い、令和 8 年度予算から歳出の当該工事費と、その財源である歳入の国の交付金と地方債を減額し、令和 7 年度予算に、その分を追加するものです。

続きまして 7 ページをお願いします。議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。次のページをお願いします。専決処分書です。鹿角市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年度一般会計補正予算第1号（教育費）について、別紙のとおり専決処分する。令和8年3月18日。鹿角市教育委員会 教育長。次の9ページからが令和8年度一般会計補正予算第1号です。補正予算の内容については、12ページの主要事業・事務の概要で説明します。説明が前後しますが、はじめに、中ほどの小中学校の学校施設管理費は、議案第10号で説明しました令和7年度予算への計上替えに伴う減額です。一番上の10款1項6目の「鹿角高等学校魅力化推進事業」と「地域みらい留学推進事業」は、当初は、市長部局で執行する予定で2款総務費に計上されましたが、令和8年度から、高校教育に関する事業が教育委員会で執行することとされたので、10款教育費に組み換えるものです。「鹿角高等学校魅力化推進事業」は、鹿角高校の魅力向上を図るため、関係者の意識共有と具体的な方向性を整理し、魅力化ビジョン等を策定し、地域一体で魅力づくりを推進します。「地域みらい留学推進事業」は、地域外からの生徒受入れを促し、生徒の確保と地域外からも選ばれる魅力ある教育環境の実現を図るとともに、地域外の若者が鹿角で学び、暮らす機会を創出し、将来を担う人材を育成するために、鹿角高校の魅力化のための支援の一環として実施するもので、来年度策定する高校魅力化のビジョンに掲載する取組みに先行して実施するものです。中段から下の10款5項の各目の減額及び増額は、機構改革に伴う増減となりますが、教育委員会の職務権限である文化財の保護の事務が市長の職務権限に移管されることに伴う予算の組み換えで、対象となる事業は一つ前の11ページをご覧くださいと思いますが、10款5項の減額する各事業が令和8年度から市長部局で執行するものになります。一番下の文化の杜交流館事業の増額は、これまで、2目社会教育振興費の文化芸術振興事業で実施していた「民俗芸能フェスティバル」について、引き続き教育委員会の事業として実施するもので、令和8年度からは、文化の杜交流館事業として執行するための組み換えとなります。以上で議案第10号と11号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。11ページの10款1項6目の鹿角高校の魅力化ビジョンについて結構な予算を取っておりますが、来年度から始まるということでしたけれども、具体的にはどのようなビジョンを作っていくのかということと、高校の建物を利用することの魅力化ビジョンなのか、そこで育成されるいわゆる大人に向けて、こういったプロセスでこういう大人を目指しましょうねといったビジョンなのか、そこら辺の中心的な構想はどうなっていच्छやるのかちょっとお聞きしたいです。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。実を申し上げますと、この事業をやるというのは、今までは総務部の政策企画課の方で実施計画に掲げまして、予算要求して事業化が決まったということで、これまではその政策企画課が中心となって来年度の構想を描いていたということで私どもにとりましては急遽、来年度から教育委員会でやりなさいということで担当することになりました。まだ正式に現担当の政策企画課からしっかりした引き継ぎを受けてないので、詳しいところまでは申し上げられないのですが、関係者、もちろんここでもですし、地域住民、あとは商工の方の経済界、こういった方々を交えてワークショップを5回程度開催して、地域一体となって高校の魅力化の基本的な方針を定めると。その目指すところは多分今現在でも定員割れしていると言われている状況で、今後出生数の減少でさらに定員の確保が厳しくなっていくという中で、地域内外から選ばれる高校になっていくために、地域を挙げてどういった魅力化に取り組んでいくのかというそのビジョンをまとめるものだ、今現在では認識しております。もうちょっとこういった進め方をしていくということを詳しく私どもの方で整理できましたら次の機会にでもご説明させていただきたいと思っておりますが、今現時点ではこういった状況でございます。

教育長 はい、委員。

委員 はい。従来から望んでいたというか、小学校、中学校の義務教育課程で秋田の学習教育力というか、すごい力をつけて、義務教育課程を修了し、その子どもたちがやがて専門学校、大学に進学するときに、鹿角の中では、若しくは秋田の中でも、考える力とか進んでいく力がちょっと希薄になるんじゃないかなという心配があった中で、市長部局を中心としてやられてきたことが、鹿角の子どもたちを大人に誘うまでの一貫だよということを大変嬉しいなと思っています。そういった中で、かつてこういったプロジェクトに関わったこともあるのですけれども、先ほどおっしゃったような定員割れに伴うような鹿角の高校のブランドアップというんでしょうか、高校自体のブランドはもちろん必要なのですけれども、その高校の時間を使ってどう大人に向かっていくのかとか、どう社会人になっていくのかという、そういったところの魅力化というのを高めていかないと、選ばれる高校にはなっていないのかと感じていました。ですので、まだ決まっていなというお話でございましたけれども、高校自体、学校自体の魅力ももちろんですけれども、そこで行われる教育の成果というか、大人への誘いの考え方のブラッシュアップというのもすごく大事だなと思っていますので、ぜひそういった考えをまとめていく中で、もし話す機会があればぜひともお話ししたいなとか聞いてみたいなと思っていますので、いろんな意味で魅力がアップできるようなプロジェクトになることを期待したいなと思ひまして、意見に代えさせていただきたいと思っています。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。最終的に教育委員会でやるということは市長が判断したものになります。市長の考えているところにはやはり、先ほど委員もおっしゃられた小学校、中学校で培った学力をどう高等教育にも生かしていくのか、その連続性の確保という狙いもあるかと思いますので、教育委員会でやるからには、特にそういった教育力の向上といった視点を忘れることなく進めていかなければならないと思っておりますので、まずはこういった形で進めていくのかをしっかりと整理させていただいて、委員の皆様にも説明できるようにしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第10号及び議案第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり承認することに決します。次に、議案第12号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案資料の13ページをお開きください。議案第12号。鹿角市先人顕彰館管理運営規則の一部改正について。鹿角市先人顕彰館管理運営規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会教育長。提案理由ですが、先人顕彰館の利用状況をふまえ、新たに、毎週木曜日の休館日を設けることとし、規則を改正するものです。改正内容につきましては、15ページの新旧対照表でご説明いたします。第3条、休館日ですが、「月曜日」から「月曜日及び、木曜日」に改め、括弧内のただし書きを、この日、から、これらの日、に、改めます。14ページに戻っていただき、附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第12号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。ちょっと一応確認なんですけど元々月曜日が休みなので、もう一つは大体バランス的に木曜にしたということでしょうか。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。利用状況などを曜日ごとに分析しまして、木曜日が利用状況が少ないということで、木曜日を追加させていただきました。

委員 そういった深い根拠があったんですね。ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第13号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。続きまして16ページをお願いします。議案第13号 鹿角市立小中学校管理規則の一部改正について。鹿角市立小中学校管理規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。
提案理由ですが、小中学校に勤務する教職員が、兼職兼業または営利企業等へ従事するにあたり、必要な手続きについて規定するほか、事務職員等を現状にあわせた配置とするため、規則を改正するものです。兼職兼業及び営利企業等への従事は、中学校部活動の地域展開のために、教職員が本務のほか、地域スポーツクラブ等の指導者などの活動に兼職兼業等により従事できるようにするものです。地方公共団体や営利を目的としない団体での活動に従事する場合は兼職兼業の許可、営利を目的とする企業等の活動に従事する場合は、営利企業等への従事の許可を得て従事できるようにします。19ページの新旧対照表をお願いします。この規則は、学校管理に関することを定めておりますが、第14条の4は事務職員について規定していますが、学校事務の共同実施への移行に伴い、統括事務長が配置されていることから、現状の統括事務長の職務に合わせて、14条の4第1項に統括事務長の職を追加し、合わせてその職務について規定します。また、現行の14条の5と次のページの第19条の2の規定は削除します。次に、第14条の7は学校栄養職員について規定していますが、現在配置されている職に合わせ、第1項に栄養教諭、主任学校栄養士、学校栄養士を規定し、第2項以降に、それぞれの職務を整理して規定します。次のページの第18条は職務専念義務の免除に関する規定ですが、その次に18条の2として、兼職等の承認の手続き、18条の3として、営利企業等の従事の許可の手続きについて、新たに規定します。18ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規則は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第13号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。素朴な質問ですが、この提案理由のところにある、兼職兼業または営利企業への従事の言葉の意味なんですけれども、営利企業等への従事というのは、有給無給に関わらずということになりますか。それとも無給に限るということになりますか。

教育長 はい、指導主事。

総務学事課学事指導班指導主事 はい。営利企業のところになりますけども、有給に限りということになります。地域クラブの指導者として、営利団体が今後地域クラブを立ち上げたときに報酬が発生することがあると思うんですけども、そちらの報酬を教員が指導者として派遣されて報酬を受け取る場合にこちらの手続きが必要となるというものでして、ボランティアの指導者としていく場合には特にこの手続きは経ないという形になります。

教育長 はい、委員。

委員 わかりました。そうすると、今まではお金の発生している企業等にお手伝いに行ったときには、お金は受け取らないということが前提であったと思いますけれども、そこで指導料とか等々の有給が発生した場合も受け取ることができるという解釈でよろしいですか。

教育長 はい、指導主事。

総務学事課学事指導班指導主事 はい。そのような解釈となりますが、こちらの手続きは、まず大前提としまして本人の意思が大事であるということ、本人がやりたいということ、あと、本務に支障がないというのが大前提になりますので、手続きとしましてまずは本人から校長へ承認を求めてそこから教育委員会に求めている段階を踏んでいきますので、ある程度そういった審査みたいなものを受けて本人が従事していくという形になります。

教育長 はい、委員。

委員 性善説といいましょうか、今のお話は本当にこれからの地域スポーツを強化するためには必要なことなんでしょうかと思いますが、性善説と言いましたのは、よく解釈するとそうなりますけれども、例えば、その力のある先生が、プロスポーツクラブの指導について、それが兼任するということも範疇にあるんですか。拡大解釈になりますけど。

教育長 はい、指導主事。

総務学事課学事指導班指導主事 はい。まだちょっとそちらまでは想定はしておらず今想定しているものとすれば、地域展開の中でモデル事業というものを行っておりまして、その中で教職員が指導者として、特に中学校教員に代わる小学校教諭が、土曜日、日曜日のあたりで指導者に従事するということが考えられますので、そのときに補償できる場合にこちらの手続きをとるといった形を現段階では想定しておりますが、今後どのように展開するかによってまたいろいろと精査していかなければいけないなと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 おっしゃってることはすごくよくわかって、それが必要なことだなということもよくわかっています。ただ、この規則を見ますと、スポーツ団体だけでなく文化活動においても同じことが考えられるのかなと思います。例えば、吹奏楽のプロの演奏家の人が指導という形ではなくてもそこに従事しながら、兼任しながら、有給の場合も考えられるとかですね。今おっしゃった性善説だけではない、この規定ができたばかりに、教職員の方々のいろんな兼任ができてしまうことがなければいいのですが、そういったことは審査の段階でないという解釈でよろしいでしょうか。

教育長 はい、指導主事。

総務学事課学事指導班指導主事 はい。そのような解釈になります。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 あくまでも業務に支障がないということが前提で許可を出すことになります。この審査はきちんと学校長からの意見を聞きながら、承認していくことになると思います。あと、営利企業等への従事なんですけれども、給料をもらう、対価をもらうもらわないに限らず、やはりその企業に従事するということになった場合については、同じく営利企業従事の許可が必要になるということになります。

教育長 はい、委員。

委員 私が知り得る情報の中で不確定なところがあれば大変恐縮なんですけれども、例えば、学校の先生をしていながら、学習塾の先生をしているといった事例もこれに含まれますか。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 はい。許可を受けてやっていればこれに含まれると思いますけれども、おそらくそういう許可は教育委員会としては出すことはできないかなと考えています。

教育長 はい、委員。

委員 それであれば、そもそもの第一歩である学校長の許可だということであれば、そうそう範囲が広がらないことは考えられるわけですが、例えば私立の学校の先生ですとか、若しくは都会の学校の先生たちは学校も早々に終わった後に、学習塾に行くというのをよくテレビで拝見しますものですから、そういうことにならなければいいなという心配もありました。ここに書かれてるものだけでいくと、歯止めが利かないのかなと思っておりますので、学校長の許可とか、若しくは審査の段階ということがついてくるのであればないと思いますけれども、そこら辺のところを心配しての意見でありました。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 はい。審査の中でしっかり業務に支障がないということが認められた場合についてだけの許可ということになりますので、そちらをしっかりとっていききたいと思います。

委員 よろしく願いいたします。

教育長 他によろしいでしょうか。それでは、他にないようですので、議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第14号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。続きまして21ページをお願いします。議案第14号 鹿角市学校運営協議会設置規則の一部改正について。鹿角市学校運営協議会設置規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、規則を改正するものです。法律の改正により、各学校で実施される業務量管理・健康確保措置の内容について、保護者及び地域住民等の理解を得て地域と連携して実施していくために、学校運

営協議会でその方針を示し、学校運営協議会の承認を得て取組みが進められるように、所要の規定を追加します。23ページの新旧対照表をお願いします。第5条は、学校長が、学校の運営に関する基本的な方針を作成して、学校運営協議会の承認を得なければならない事項を定めていますが、第3号として、「教育職員の業務量管理、健康確保措置の実施に関すること。」を追加します。22ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規則は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第14号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 一つ質問です。ただいまの規則の現行と改正案のところで、業務量の管理と健康確保措置ということで、あくまでも業務量の管理というのは、勤務時間ですとかそういったものを数量的に決められると思いますけれども、健康確保の措置というのはどのような基準でどういうふうに校長若しくは教頭先生が判断されているのか、数量的なものといいいましょか、基準となるものがもしあったらお聞きしたいなと思うんですけど。

教育長 はい、学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。健康確保措置の計画についてなんですが、健康と福祉というふうな側面も入っております。それで定量的にというふうなお話だったんですけども、これまでは定量的に測ることはしておりませんでした。どちらかという、ストレスチェックとかそういったものを学校で実施しておりまして、それで個々の教職員の精神衛生上、そういったことについては把握して必要に応じてお医者さんの面談等を受けてもらっていました。今後については加えて、それぞれの先生方が自分の職場において働きがいとか働きやすさといった観点を教職員のアンケートを通して、どのような現状にあるのかということの把握に努めていくことにしております。現在そのような計画で考えております。

教育長 はい、委員。

委員 はい、わかりました。ぜひアンケートやストレスチェックといったものの一つの数量的なものといいいましょか、ある程度定量的に出ると思います。昨今の健康管理は、体のバイタルを取って、心拍数ですとか、例えば起立の時間ですとか、このウォッチが教えてくれましてですね、そういったものが記録に関与しているというデータもありますので、例えば、そのチェックリストの中に自分の心拍数がどれぐらい上がったとか、そういったものが入れば、もうちょっとはっきりした健康管理になるのかなと思ひまして質問させていただきました。

教育長 学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。加えまして、先生方は有給休暇、年次休暇というものもあります。各学校では、校長先生がそれぞれ年間10日以上、あるいは13日以上とか、そういったことで設定をしております。それについても教育委員会の方で少し設定をさせていただいて取り組んでもらおうというふうに考えております。ちなみにこの計画の中では、教育委員会としては年間10日以上というふうに考えております。10日というふうに判断した理由については、昨年度の先生方の有給休暇の取得日数、時間が10日と2時間ぐらいだったんですね。なので、今現在は最低10日というふうなことで考えております。今後、状況を見ながら、それを13日とか15日とか、少し増やしていければなというふうには考えているところです。補足になります、以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。関連してなんですが、今後は、先ほどの健康関連のアンケートであったりとか教職員の業務量管理とかの内容を学校運営協議会の方にお示しして、その上で承認を得ていくという形になるのですか。

教育長 学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。そのように定められておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第14号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第15号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。続きまして24ページをお願いします。議案第15号 アナログ規制の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について。アナログ規制の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、アナログ的な手法を前提とする法制度やルールであるアナログ規制について、デジタル的な手法も許容する見直しを行うことに伴い、関係する規則の整備を行うため、規則を制定するものです。制定の経緯ですが、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、法令をはじめとする社会制度やルールにアナログ的な手法を前提とするいわゆる「アナログ規制」について、デジタル的な手法も許容する見直しを行うため、市で検討を行った結果、見直しすることとしたものに関して条例の改正を要するものについては、3月定例会で条例改正を行っておりますが、条例の改正に加えて、教育委員会の規則の中で、改正が必要な6本の規則について一括して改正するものです。次の25ページから27ページまでが、アナログ規制の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(案)です。整備に関する規則で、関係する6本の規則を一括して改正するもので、第1条から第6条まで、それぞれの規則の一部改正を行います。28ページの新旧対照表をお願いします。鹿角市教育委員会公告式規則です。規則の公布について定めた第2条では、第2項で、署名の方法に電子署名を追加します。また、同条第3項で、市のウェブサイトに掲載する措置及びデジタル端末の画面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を規定し、この場合においては、教育長の押印を省略できることを規定します。次の29ページから33ページまでは、公の施設で指定管理者に管理運営を行わせる5つの施設について、3月定例会で可決された条例改正で、指定管理者が、利用料金をインターネットで掲示する義務が追加されておりますが、指定管理者の事業規模が著しく小さい場合はインターネットでの掲示義務が除外されており、その要件が教育委員会規則で定めることされております。この教育委員会規則で定める要件について、それぞれの施設の施行規則に追加するものです。29ページをお願いします。鹿角市先人顕彰館管理運営規則です。説明が前後しますがはじめに第15条の4は、先ほど申し上げた利用料金などをインターネットで公共の閲覧に供することを要しない場合の要件について、指定管理者が自ら管理するウェブサイトを有しない場合と規定します。上に戻っていただいて第5条は、休館日の変更等の掲示について定めていますが、先人顕彰館の休館日を変更等については、施設への掲示に加え、第15条の4で規定する場合を除いて、インターネットを利用した閲覧に供する

ことの規定を追加するものです。30ページをお願いします。鹿角アメニティパーク条例施行規則です。先人顕彰館と同様に、インターネットで公共の閲覧に供することを要しない場合の要件について、第4条の2として、指定管理者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合とする規定を追加します。以降の31ページのスポーツセンター条例施行規則、32ページのスキー場条例施行規則、33ページの野球場条例施行規則についても、同様の規定を追加します。26ページに戻っていただきまして、附則ですが、第2条から第6条までの規定は、令和8年4月1日から施行し、第1条の規定は、アナログ規制の見直しに係る改正後の行政手続法の施行日である令和8年5月21日から施行します。また、第2項の経過措置ですが、教育委員会公告式規則の改正後の規定は、当該規定の施行の日以後にする措置について適用し、同日前にした措置についてはなお従前の例によることとします。以上で議案第15号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 丁寧な説明をしていただいて、わかるつもりで一生懸命に聞いてるんですが、簡単に言うと、指定管理者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合とするのは、具体的にはどういうことを言うんですか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。指定管理者が自らホームページを持っていない場合は、ホームページに掲載しなくてもよいということです。条例の改正で、今度からは利用料金をインターネットで掲示して、公共の閲覧に供することになるんですけど、その例外として自分の事業所のホームページを持っていない場合は掲示はしなくてもよいということを規則で定めるとということです。前段のやらなければいけないことが新たに追加になって、それに伴って事業規模が小さい場合、すなわちホームページを持っていない場合は例外としてホームページに掲載しなくてもよいということになります。

教育長 はい、委員。

委員 利用時間とか利用料金とか、使用に当たるいろいろなコンテンツを、ホームページに掲載することになってるんだけど、有しない場合はしなくてもいいという解釈ですね。よくわかりました。そうすると、例えば個人でウェブサイトを持っていなくてもGoogleですとかいろんなサイトで検索した場合に、そこに利用料金とか時間を掲示することができる上に、それをオーナー権限で契約すると、自らのホームページのような契約になって利用することができるんですけど、何を言いたいかというと、自社で作るウェブサイトというのは今アクセス数がものすごく少なく、Googleマップなどで、例えば私が東京に行くとか大阪に行くと、Googleマップで検索するわけですよ。美味しいお店がないとか、すぐに入れる場所がないとか、そうするとそのヒット率が何百倍も高いわけで、そうするとその権限を契約すると、自らのウェブサイトを構築することと同じくなるのだそうです。ですので、そういう形でうまくデジタル化していくと、そんなにお金もかからずに、しかも、例えば市のホームページを通して、いろんなセンターがそこを基軸としてやっていくのが公式ホームページという位置づけであればちょっと別ですけど、例えば、東山のアルパスなどは、自社のドメインを取って、自社で運営されてるのは、あれは独自のサイトと見るもんですか、それとも公共サイトという位置づけではないのでしょうか。

教育長 はい、政策監。

スポーツ振興課政策監 はい。私の方からお答えさせていただきます。アルパスの場合は東京美装興業さんが独自に管理しているホームページでありますので、市が関わってい

るものではないです。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 先人顕彰館の指定管理者は、内藤湖南先生顕彰会の方がホームページを有しておりませんので、地域の中の先人顕彰館のところに掲示しているという現状であります。

教育長 はい、委員。

委員 実は公共サイトか公共サイトでないかを見極めるのが最近すごく難しくなってきたおりました、例えば、旅館業さんですとか、若しくはいろいろな施設も、そのサイトが直接運営していなくても、どこかで紹介してあげたりするサイトがたくさんありまして非常に混乱するわけですね。例えばアルパスのお風呂に入りたいなと思っていると利用料金や時間が見るサイトによって全然違うので、どれが本当なんだろうというものもあると思います。それで、公式のサイトであれば公式のサイトだよという、公式サイトバッチみたいなものが最近すごいんですけど、そういうものがあるとか、例えば公式であれば、市のホームページとリンクしているとかということが必要かなと思ったりしていますが、いわゆるデジタル化に向けてインテリジェンスじゃないですけども、公益のものなのか、若しくはどこか間借りをしているものなのかという区分けは今後どう進んでいくのでしょうか。質問のような意見のような形になりますけど答えにくいですか。つまり市が運営しているサイトだよというのは何かに提示されるのですか。ちょっと質問を変えて、生涯学習課さんの方で、今、市長部局に移管したであろうデジタルアーカイブの件ですけれども、あれは公式なものです。それは市のホームページを通して見ることができるということになりますけど、生涯学習課さんで作ってあったような YouTube サイト、生涯学習課ちゃんねる、あれは公式ですか。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。鹿角市のホームページから見られる、鹿角市生涯学習課で取得しているものですので、公式という認識で運営しています。

教育長 はい、委員。

委員 すいません。変な話しましたが、要はアナログの規制とデジタル化に向けての国の方針にのっとっていったときに、例えばハンコであればさっき言ったように教育長のハンコがついているものが公式文書ですよということになるのですが、それが無いものが公式なのか非公式なのかという区分けもなかなかつきにくいということと同じようにデジタル上でもこれは公式なのか非公式なのかというのは非常にわかりにくくなっておりまして、もっと踏み込んで言うと、今の AI で映像を作ったものとか音声を合成したものはわからなくなってきたんですね。ですので国はインテリジェンスでそこを守っていこうとしていますけど、国の方針をもとにデジタル化を推進していくいくのだということについて、ちょっと防護柵を張っていかないと、デジタル化は非常に難しいのかなという思いも込めましてちょっと意見として言ってみました。それで公式サイトだけ公式サイトのバッチを付けるとか、公式じゃないものに関しては先ほどこの規則の中では、利用料金の設定はされなくてもいいということなんでしょうけども、それが公式なのか非公式なのかということも含めて、ご検討いただければありがたいなということを意見として述べたいと思います。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。デジタルの改革に伴う対応ということになると思いますけど、ちょ

っと私自身が少し詳しくない部分で大変申し訳ないんですけど、教育委員会の分も含めまして市長部局の方で新たにデジタル行政推進室が設置されますので、その中でインテリジェンスの整備も含めて、対応を求められると思いますので、私達も情報収集しながら、適切に対応してまいりたいと思います。

委員 ぜひお願いします。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。今回アナログ規制ということで第1条から第6条まで規則の制定なんですがこのアナログ規制って今後多分範囲がどんどん広がっていくと思うんです。その際はまた、それに該当するものを新たに規則の制定というような形で捉えておいてよろしいですか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。今後ますます拡大していくかと思いますので、そのために例規の改正が必要になると思いますので、条例改正、あわせて関連した規則の改正ということで随時対応してまいりたいと思っております。

委員 わかりました。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第15号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第16号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。34ページをお願いします。議案第16号 鹿角市立小中学校管理規則事務規程の一部改正について。鹿角市立小中学校管理規則事務規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、議案第13号の小中学校管理規則の改正により、教職員が兼職兼業等により地域クラブ等の活動に従事できるようにすることに合わせ、教職員が兼職兼業または営利企業等へ従事するにあたり、教育委員会へ提出する申請書の様式を規定するため、規程を改正するものです。38ページの新旧対照表をお願いします。別表で、学校管理規則に定める各種申請等の様式を規定しておりますが、これに、学校管理規則の第18条の2として追加した兼職等に関する承認申請書を様式第14号の3、また規則第18条の3として追加した営利企業等従事の許可申請書を様式第14の4として規定します。様式第14の3と14の4の様式の内容は、39ページと40ページとなります。37ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規程は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第16号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、議案第16号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第17号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。41ページをお願いします。議案第17号 鹿角市立中学校部活動指導員任用管理規程の一部改正について。鹿角市立中学校部活動指導員任用管理規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、部活動指導員の年間勤務時間は、これまでは、国の補助基準に合わせ、4月から翌年2月までの11か月の期間で年間210時間を上限としておりましたが、年度末における教職員の負担軽減を図るため、3月についても部活動指導員が勤務できるように規程を改正するものです。43ページの新旧対照表をお願いします。第6条第2項で、部活動指導員の勤務時間を定めていますが、これを年間210時間以内から、3月の1月分を加えた年間234時間以内に改正します。42ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規程は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第17号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、議案第17号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第18号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。44ページをお願いします。議案第18号 鹿角市部活動地域移行コーディネーター任用管理規程の一部改正について。鹿角市部活動地域移行コーディネーター任用管理規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、国が推進している取組みの名称が「地域移行」から「地域展開」に変更されたことから、規程を改正するものです。46ページの新旧対照表をお願いします。第1条で規定する「部活動地域移行コーディネーター」を「部活動地域展開コーディネーター」に、また、第3条における「地域移行」を「地域展開」に改めます。45ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規程は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第18号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、議案第18号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第19号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。47ページをお願いします。議案第19号 鹿角市立小中学校私費会計事務規程の制定について。鹿角市立小中学校私費会計事務規程を別紙のとおり制定するものとする。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、小中学校の私費会計事務の適正かつ効率的な運営と透明性の確保を図るため、私費会計の事務処理に係る手続き等に係る規程を制定するものである。今回、新たにこの規程を制定するのは、来年度から、すべての小中学校に私費会計のシステムを導入し会計処理の統一的なシステム化により、事務負担の軽減を図ることになっていることからそれ

に合わせて統一的に適正な事務処理がなされるようにするためです。

次のページをお願いします。第1条は、規程の目的を規定し、第2条は、用語の意義を定義します。第3条は、会計の事務を処理する職員を規定し、第4条は、会計印について、第5条は、口座の管理について規定します。次の50ページをお願いします。第8条と9条は点検に関する規定で、第8条で、総括責任者である校長等が月1回以上の校内点検を行うことを、第9条で、PTA役員等が各学期に1回以上の外部点検を行うことを規定します。第11条では、私費会計に関する事務処理の適正化を図るため、教育委員会が、必要な助言又は指導を行うことを規定します。このほか、次の第12条から14条までは、児童生徒に直接関わりがある経費で、保護者から徴収する学校徴収金について、保護者への徴収の通知や決算報告などについて規定します。その次の第15条と17条までは、学校の運営等に密接に関係する団体の経費で、団体からの委任を受けて学校が徴収する団体徴収金について規定します。51ページをお願いします。第18条では、学校徴収金及び団体徴収金以外の学校で取り扱う会計についても、第11条までの規定に従って会計処理を行うことを規定します。附則ですが、この規程は、令和8年4月1日から施行します。以上で議案第19号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。ただいま説明していただいた、私費の経理についてのお話でありましたけれども、お聞きしたいのは、これまでこのような規定はなかったものなののでしょうか。それとも学校単位で決められているのでしょうか。

教育長 はい、班長。

総務学事課主幹兼学事指導班長 はい。この規定はおっしゃるとおり、各校で運用していたんですけれども統一的な運用が必要だということで、事務の共同実施グループの方から要望がありまして、教育委員会として全体を定めたものになります。

教育長 はい、委員。

委員 はい。以前、子どもたちが学校に通ってあったときに、様々な集金があって、それがともすると先生方の負担になっていたこともあったと思います。例えば、学習教材を買うための集金であったり、修学旅行の集金であったり、若しくはいろいろな学校行事に関わること、若しくはPTA行事に関わること等の集金を、先生が集金することが負担になってあったんだろうなというふうに思っていました。今回のことに教育委員会が深く関わることによって、学校長や先生たちだけではなくて全体で目を見張るんだよということの表れだと思いますけど、今まで学校単位で決めて制度がバラバラでしかも入金だけじゃなくて出金の仕方もバラバラだったと思っていました。なので大変いいことだなと思って聞いていましたけど、施行に当たっては学校さんの現場の声も聞かれての施行になりますでしょうか。

教育長 はい、班長。

総務学事課主幹兼学事指導班長 はい。学校の方と内容については何度もやり取りしまして制定しました。

教育長 はい、委員。

委員 それであれば安心だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第 19 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第 20 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。54 ページをお願いします。議案第 20 号 第 2 次鹿角市学校教育振興基本計画について。第 2 次鹿角市学校教育振興基本計画を別紙のとおり改訂するため、教育委員会の議決を求める。令和 8 年 3 月 23 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、第 2 次鹿角市学校教育振興基本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の計画であります。5 年経過後の中間見直しによる所要の改訂を行うため、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、改訂するものです。計画の改訂内容については、前回の教育委員会での協議を経て本日の議案として提出しており、前回から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。議案第 20 号の説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、議案第 20 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第 21 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案資料の 55 ページをお願いします。議案第 21 号 第 9 次鹿角市社会教育行政中期計画について。第 9 次鹿角市社会教育行政中期計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和 8 年 3 月 23 日提出。鹿角市教育委員会教育長。提案理由ですが、第 8 次の計画が今年度までであることにより、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本計画を策定するものです。本計画について、2 月 26 日開催の第 2 回教育委員会会議で説明した内容から、大きく変更した点はございませんので説明は割愛させていただきます。なお、1 月 30 日から 3 月 2 日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見等はありませんでした。以上で議案第 21 号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。では、ないようですので、議案第 21 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第 22 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。56 ページをお願いします。議案第 22 号 第 4 次鹿角市スポーツ推進計画について。第 4 次鹿角市スポーツ推進計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和 8 年 3 月 23 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由であります。スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき、本計画を策定するも

のです。本計画の策定手続きである「スポーツ推進審議会」での審議や「パブリックコメント」のほか、市議会教育民生常任委員会での意見聴取を経て、提案するものでありますが、内容につきましては去る２月２６日の教育委員会会議において説明させていただいたものと大きな変更はありません。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。ないようですので、議案第２２号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第２３号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは、５７ページをお願いします。議案第２３号 第３次鹿角市子ども読書活動推進計画について。第３次鹿角市子ども読書活動推進計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和８年３月２３日提出。鹿角市教育委員会教育長。提案理由ですが、第２次の計画が今年度までであることにより、子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項の規定に基づき、本計画を策定するものです。本計画について、２月２６日開催の第２回教育委員会会議で説明した内容から大きく変更した点はないので説明は割愛させていただきます。なお、１月３０日から３月２日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見等はありませんでした。以上で議案第２３号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
ないようですので、議案第２３号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第２４号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。はい、大湯ストーンサークル館長。

大湯ストーンサークル館長 はい。５８ページをお願いします。議案第２４号 特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画について。特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和８年３月２３日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、令和５年度策定の特別史跡大湯環状列石保存活用計画に基づき、当該計画を具体化し、実行するため本計画を策定するものであります。計画につきましては、前回の教育委員会会議での説明と大きく変わりはないので説明は割愛いたしますが、前回お見せできなかった完成イメージ図をお手元にお配りしておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

教育長 はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。若干補足いたします。序文につきましては、前回委員の皆様から、保存なくして整備なしというお言葉を頂戴いたしましたので、序文の下部において、整備も大事でありますと同時に保存活用も大切であるという旨を追加。続きまして１１２ページ、これは教育長からのご指摘でしたが、４．遺構表現での一番最後に「二刀流で計画を進める」という表現を「両面から計画を進める」と一部訂正いたしました。あとは先ほど話を申し上げましたＡ３の完成イメージパースでございます。

す。以上です。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。県道がなくなっていますけど、県道はどちらに設置されるのですか。まだ非公開ですか。

教育長 はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。今年度の段階におきまして、県道の地質調査までは進んでおります。今公表されておりますのが、花輪方向から大湯方向に向かって行って右側、東側を大きく迂回するルートの方が示されておりますが、この前の検討委員会の段階では、完成までは10年以上はかかるだろうという見込みで現在は県事業として進めております。

委員 はい、わかりました。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第24号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第25号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。59ページをお願いします。議案第25号 第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画について。第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画を別紙のとおり改訂するため、教育委員会の議決を求める。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等」が改正されたことに伴い、教職員の「業務量管理・健康確保措置計画」について、「鹿角市立小・中学校多忙化防止計画」に包括するため、本計画を改訂するものです。別冊の第3次鹿角市立小中学校多忙化防止計画をお願いします。今回の改訂で追加した部分を中心に説明します。1ページをお願いします。一番下の部分になりますが、特別措置法第8条に基づき計画を策定することを追記します。2ページをお願いします。「3 多忙化防止に係る目標」の2つ目の星印の④に、年間の年次有給休暇取得日数を10日以上とすること、⑤に学校アンケートで、仕事にやりがいがあるかとの設問で、肯定的な回答が7割以上となることを目標として追加します。また「6 具体的な取組」には、(1)の部分になりますが、国の中央教育審議会特別部会が提言した学校と教師の3分類である「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」を踏まえた見直しを追加しております。①「学校以外が担うべき業務」では、児童生徒が補導されたときの対応、地域学校協働活動の連絡調整、②の「教師以外が積極的に参画すべき業務」では、平日の部活動指導員の配置拡充、ICT機器等の日常的な保守・管理などを追加しております。4ページをお願いします。下段の(3)の職員の健康の確保に関する取組みで、②ノー残業デーを年に24日以上設定すること、③年次有給休暇のまとまった日数の取得促進の取組みを追加しております。5ページをお願いします。「7 関係機関との連携と市民の共通理解の醸成」に、現行の計画に上2つの丸を追加しています。1つ目に、取組みを着実に実行するため、各学校の在校等時間外の状態を把握し、市のホームページで公表するとともに、総合教育会議等で報告することとします。2つ目に、働き方改革の取組みが進むよう、本計画を各学校に周知するとともに、校長会議等で各校の業務改善

計画を共有するなどして、教育委員会としても支援することとします。議案第25号の説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。ただいまの説明の5ページの7のところ丸の一つ目のところなんですけども教職員の在校時間等の状況を把握し、市のホームページで公表するとともに、の部分なんですけど、簡単に言うと、先生の働いている時間等をホームページで公表するというストレートな考え方でよろしいですか。

教育長 はい、学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。学校ごとにではなくて市全体の先生方の時間について公表するのですが、これまでもしておりましたので継続して行うということになります。

教育長 はい、委員。

委員 全体を通しての平均という捉え方ですか。心配したのは、学校ごととか先生の名前が出ないまでも、そういった形で個人的な働きの度合いも出てしまうと、いいことばかりじゃないかなと思って心配していましたが、鹿角全体の先生方の働いてる時間を公表する。もしかすると短くしていくという取り組みという考えでよろしゅうございますでしょうか。

教育長 はい、学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。委員のおっしゃるとおりであります。それを改めて取り立てて公表するのではなくて、多忙化防止計画あるいは概要版というものが出ておまして、その中で記載されておりますのでそれをもって公表するというような形になります。

委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第25号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第26号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。60ページをお願いします。議案第26号 第3次鹿角市教育情報化推進計画について。第3次鹿角市教育情報化推進計画を別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求める。令和8年3月23日提出。鹿角市教育委員会 教育長。提案理由ですが、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく国の「学校教育情報化推進計画」を踏まえた市町村学校教育情報化推進計画として策定するものです。別冊の第3次鹿角市情報化推進計画をお願いします。今回策定する第3次計画は、第2次計画から、計画の構成・項目を整理し、4つの大項目からなる計画としております。ページをめぐっていただいて、はじめに、「1 計画の策定にあたって」の「1-1 計画策定の趣旨」の最後に記載していますが、本計画は、「第2次鹿角市学校教育振興基本計画」における教育の情報化の推進のための個別具体的な計画として策定するものであるほか

「１－２計画の位置づけ」の記載のとおり、最上位計画である「第７次鹿角市総合計画」との整合を図ります。また、計画期間は、総合計画との整合により令和８年度から１２年度までとしますが、ＩＣＴ分野の特性を踏まえ、計画期間中においても必要な見直しを行うこととします。次のページの「２ 本市における教育情報化の取組み」をお願いします。本市の現状として、２－１では、児童生徒のＩＣＴ機器の使用状況は、全国平均より高く、日常的に使用し、ＩＣＴを学びのツールとして有効活用していること、２－２では、教職員のＩＣＴ活用指導力について、県や全国平均より活用能力等が総じて高い状況にあり、ＩＣＴ支援員の助言や支援が指導力の向上に寄与しているものと捉えております。次のページをお願いします。２－３のＩＣＴの環境整備では、これまでの環境整備に加え、来年度予定している特別教室への電子黒板の整備などのほか、教育情報セキュリティ研修等の定期的実施する必要性、また、２－４では、校務のデジタル化によって、教職員が児童生徒に向き合う時間の確保につなげられるよう、令和７年度から運用している統合型校務支援システムのさらなる有効活用と、新たな学習支援ツールの導入し、教育のＤＸを一層推進していくことを記載しております。次のページをお願いします。「３ 学校教育の情報化に関する目標」として、ＩＣＴ機器の使用状況や教職員のＩＣＴ活用能力に関する数値目標を設定しております。次のページをお願いします。「４ 計画的に講ずべき施策」として、第２次計画から継続して実施する取組みに加え、第３次計画で追加した取組みとしては、次のページになりますが４－３－１の（２）主な取組みに記載の電子黒板の計画的な更新と特別教室への配備、４－３－２の一番下に記載しております、国の実証事業に合わせたデジタル教科書の整備、また、最後のページになりますが、４－４－１の主な取組みの校務の効率化のための統合型校務支援システムの運用と次期システムの検討、４－４－２のデジタルを活用した家庭との連携のために、令和７年度から導入している「tetoru」の継続利用と新たな利用機能の検討に取り組むこととしております。議案第２６号の説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第２６号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。以上を持ちまして、予定された案件については終了いたしました。その他について、委員の皆様、事務局から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、班長。

総務学事課主幹兼総務班長 はい。昨年秋に実施しました、学校再編に係る保護者アンケートについて報告させていただきます。本日、机の上にお配りしております資料になりますが、**「鹿角市立小中学校の再編・統合に係る保護者アンケート 調査へのご協力をお願い」**をご覧ください。全国的にも本市においても少子化が進んでいる状況にあることから、学校再編を検討していくにあたり参考とさせていただくため、市内小中学校の児童生徒の保護者、それから保育園、幼稚園に通っている園児の保護者を対象として、アンケートを実施しております。裏面には、参考として、令和７年度、令和１０年度、令和１３年度の児童生徒数の推計を載せまして、具体的な数字を示しながら回答していただきました。表面ですが、回答については、ＱＲコードを読み取って、各自スマホなどから回答できるように効率化を図っております。それから、回答用紙の設問とアンケート結果もお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。今回のアンケートでは、「統合した方がよい」または「統合することもやむを得ない」と回答した割合は、約９０％という結果になっておりますので、保護者の方々の考えや意向は把握できたものと考えております。これを参考の一つとしながら、再編について検討していくこととして取り組んでいるとこととであります。説明は以上です。

教育長 よろしいでしょうか。はい、委員。

委員 はい。前回の会議の時に部長、課長にお聞きし、こういうアンケートが行われたのですねということで、実際にそのアンケートにお答えいただいた保護者の方からちょっと心配事のご意見もあったのと、先にアンケートの前段のところに背景を載せられていて、数量的な13年度までに児童生徒数の具体的な数字も表しながらご質問された中に不安視されている方もいたということも一つありました。それと、学校再編をずっと進めていくにあたって、どのようなテーブルを持って議論していったら決めていくんでしょうかということはまだ具体的なイメージはないという話でしたけれども、背景は背景として、人口的な動向も含めて考えていかなければいけないのは近々の課題ではありますけれども、例えば、学校再編の市民会議を開くとか、テーブルがあって議論した中でのアンケートだと、皆さんどう考えますかとある程度方向性をみんなで検討できますが数値を見て皆さんどうされますかというのはちょっとインパクトが違うのかなと思っておりまして、あくまでも、人口背景に基づく学校再編をどのようにしましょうかという質問になっていると思いますけれども、まず一つは、このアンケートを今後どうやって活用していくのか、内部資料として、あくまでも市民の皆さんがこう考えられているというご意見の集約版として取り扱うのか、若しくは何らかの会議に持って行ったときに、皆さんこう考えているんですよという、これが先行してしまわないかなという考えもありまして、このアンケートの今後の活用と決めていくプロセスについてちょっと教えていただければありがたいなと思います。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。まずこのアンケートの取り扱いですけど、これだけを先行して公表するということは考えておらず、位置づけとしましては、具体的には、令和8年度から、学校関係ですとか地域住民を対象として、地域の方の意見を伺って合意形成を図っていきたいと思っております。その前に教育委員会としてのたたき台は整理しなければならないと思っていて、今検討しております。その際に、基礎資料、参考資料という位置づけで、この前段で今年度市民アンケートも実施して市民の意向を把握しております。それと今回、具体的に将来推計を示した上での保護者の意向ということで、教育委員会でたたき台を取りまとめる際の参考資料にしたいと思っております。たたき台を整えた上で、地域の皆さんの意向を確認していききたいというところで、その前には教育委員さんの方に教育委員会としてはこういうふうに考えているという案をお示しして意見をいただいきたいと思っております。考え方としましては、将来推計にも示しておりますとおり、もう既に令和13年度、今後6、7年のうちに複式学級が想定されております尾去沢小学校、大湯小学校、その先の推計を見ますと他の小学校でも1学級が想定されるというふうな状況を踏まえまして、前回の再編計画では、地域に一つ学校を残すことを大きな柱としていたのですが、この先の1年に60人台しか生まれないという状況を見ますと、そうは言っていられないと思っておりますので、将来概ね10年以上先を見据えて、鹿角市にどのくらいの規模の学校がどのくらい必要なのかということを見据えて取りまとめていききたいと思っております。それに向けて段階的な形として、まずは複式学級の解消を優先させていききたいということでは今考えております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。私が心配しておりますのは、学校の適正化といいましょうか、適正確保というか人数も含めて、複式学級を解消して学校の適正化を図っていくということはもちろんだと思いますけれども、前回心配したのが、やっぱり地域のコミュニティが壊れてしまうというのが一番心配でありまして、実際に前回の再編では地域に一つ学校を残すんだということで残った経緯は課長がおっしゃったとおりでありますけれども、実際地域の保育園を見ますと、地域からなくなっているところがたくさんありまして、それも子どもたちの数が少なくなるからということで閉園し、地域に一つとか、若しくは全くな

い地域もあります。そうなりますと、その結果何が起きてくるかという、そこに住まれないよねというふうになってくるやに感じます。実際に保育園がない地域においては住みにくいねというのが大半でありますので、学校がその方向に進むということは、人口の移動もあり得ると思うのです。となりますと、学校の適正化だけではなくて、地域コミュニティの維持も非常に関連してくるのではないかと考えています。今回このアンケートに答えられたお母さんたちの間では、これでいくと、もしかするとこの学校とこの学校が一緒になるのかねとかというそういう憶測が先に走ってしまって、あそこに行きたくないよねとかという、具体的な案を示す前の変な布石にならないかといふ心配もありまして、もちろん地域の方々のニーズを得た上でプランを作っていくというプロセスはよくわかりますけれども、このアンケートをしたことによって、地域の方々がちょっと不安になっていて、一つの学校が地域からなくなるんじゃないかとか、地域コミュニティとか住居といったものに関連してこなければいいなと考えておりますので、何らかの形で進めなくてはいけないんですけども、デリケートな部分もありますので、ちょっと配慮しながら進めなくてはいけないのかなと考えております。アンケートがもう既に出たわけで、実際にそういう声が聞かれたときに、そう思いますよねということしか答えられなかったのです。ちなみに、8年度から13年度まで、いろんなことを考えながらいくということはタイムスケジュール的に終着点は13年頃になるのでしょうか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。段階を踏む形になろうかと思えますけど、策定する次の再編計画はもう少し先の令和8年から10年程度先の令和18年度までを見据えた計画としたいと考えております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。すごい先の話になると思えますし、その話ばかりで恐縮なんですけど鹿角の子ども計画の中で、人口動態の予想をされたページがありまして、それを担当されたコンサルタントの方と話をしました。何を申し上げたいかと言いますと、あまりにも数字が甘いのではないかと考えていまして、実際に市の総合計画をつくるときに人口動態の計画も載せますが、かなり下を行っているわけです。予想よりも下方修正しなければいけないという中で、多分前回の学校再編計画のときに見てあったであろう数字よりかなり下をいっていると思えますので、もうちょっと早いスパンで考えないと、あまり長い計画で立ててしまうと、予想が反してしまわないかなということもありまして、住民の方々もこのアンケートに答える時点で近々にあるのかなと考えていると思えます。そこら辺の対応はどのように考えているのでしょうか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。10年くらいの計画と言いましたが、最終形を18年度、その前に待ったなしの部分もありまして、お配りしました将来推計からも現に尾去沢小学校が複式学級になっておりますので、そういった部分に関しましてはできるだけ速やかに解消できるような再編を進めていきたいと思っております。急ぎたい部分と、今の現状でいくとやっぱりこれから出生数が減っていくだろうという推計をしておりますので、そういった中で、10年後の子どもたちの環境としてどういった環境がふさわしいのかということで、2段階えといいますか、急がなければならない部分、これは最終的には鹿角市の学校の規模、姿というので10年くらい、中期的なところも見据えた計画としていきたいと考えております。それで、地域の感情的な部分が一番我々も気をつけなければならないとは思っておりますけど、私達としては、まずは子どもたちにどういった環境で学ばせたいのかというのを一番に考えて計画をまとめていきたいと思っておりますけど、先ほど委員がおっしゃられた地域コミュニティの衰退という部分ではしっかり住

民の意見を聞きながら、合意形成を目指しながら進めてまいりたいと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。はい、委員。

委員 はい。質問の答えはいただいたと思っています。先ほど課長がおっしゃられたとおり、急ぐこととじっくり考えること二つあると思いますし、あくまでも地域コミュニティが大事なのか学校の関係が大事なのか、目の落としどころによって言い方も全く違ってくると思います。私の意見といたしましては、学校の適正化はもちろん大事なのですが、同時に地域コミュニティも大事なものですので、教育委員会だけでは完結しないこともあると思います。実はうちの息子の子どもたちのところがベビーブームでありまして、この間の会議で今年出生数が60人くらいになるだろうというふうな話を聞いていましたが、そのうち10人くらいはうちの息子の友達を含めたところでありまして、我が家に至っては今年孫が2人も生まれたベビーブームだったのです。何を言いたいかというと、もちろん出生数だけ見るのではなくて、教育委員会の担当ではないかもしれませんが、地域コミュニティとそこに住む若者と、もちろんそこで働くとか住むということも含めて、学校のことを考えていかなければいけないのではないかなと思っておりまして、学校の適正化ももちろん大事ですけど、それだけではなくてぜひ広い視野で考えていただければありがたいなと思って意見を差し上げました。

教育長 私の方から。まさにそういうふうに考えております。これから先の鹿角市の地域づくり、まちづくりということと、子どもたちの教育という両輪で考えて、総合的に判断してやっていくというスタンスは市長も私達も同じでございます。やはり10年後どういう形を最終形にするかということもありますけれども、例えば建物を建てるにしても国の補助金等の絡みもあって、5年先にこれができるかということそういうことはないのです、10年後、20年後の地域がどうなっているか、それから学校はどういうふうになっているのがその先持続可能なのかというようなことも含めて、総合的に考えてやっていくことになります。先ほど短期的にと課長も言いましたけれども、その前の段階で、現状の子どもたちにとって最適な教育環境というのはどういうふうにしていくかということ、可能なところで、例えば合わせたりとか再編したりとかということになっていくと思いますので、短期と長期両面から考えていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。それではないようですので、以上を持ちまして会議を閉じます。

(午前10時43分 閉会宣言)